

第4回 空港グランドハンドリング事業における適正取引等推進のための ガイドライン策定に向けたWG 議事要旨

【日 時】令和7年12月12日（金）10:00～12:00

【場 所】中央合同庁舎3号館 8階特別会議室

【参加者】

(有識者委員)

首藤 若菜 立教大学経済学部経済政策学科 教授
手塚 広一郎 日本大学 経済学部長
平井 彩 三浦法律事務所 パートナー

(オブザーバー)

一般社団法人 空港グランドハンドリング協会 執行理事
航空連合 会長
国際航空運送協会 マネジャー
在日航空会社代表者協議会 副議長
定期航空協会 事務局長
中小企業庁 事業環境部 取引課長補佐
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課企画官

(航空局)

指田 航空ネットワーク企画課長
庄司 航空事業長（代理出席）
森 国際航空課長（代理出席）

■議事要旨

○資料に基づき、事務局から空港グランドハンドリング事業取引適正化ガイドライン案の説明及び質疑応答

《主なコメント》

- 本ガイドラインにより、航空会社との取引がより適正化されること、カスバラに関する記載により離職が抑制されること、当局からの周知方法が具体的に記載されたことで、周知が難しいと思われた外航への理解も促進されることに期待。
- ガイドラインを会員に周知理解して貰うこと並行し、本国航空会社、外国航空会社、地方公共団体、空港会社、空港ビル会社等の空港関係者にも周知理解いただき、航空業界全体でこのガイドラインが活用されることに期待。
- 「3. ガイドラインの対象となる取引」において、中小受託事業者以外も対象であることがわかる記載にしたほうが良い。
- 空港グランドハンドリング業界における安全と、全ての人が安心して就労できる職場環境の実現に向けた適正な取引の確立に一歩近づいたと受け止め。独禁法の優越的地位の濫用の観点から整理がなされたこと

は、国内事業者を守る上で極めて大きな意義があると理解。また、路線誘致を行う地方自治体、空港会社、空港ビル等が、撤退リスク等に対する責任ある主体として位置づけられ、リスクの分担の検討が必要である旨が明記された点についても、地方空港の実態を踏まえた大きな前進。

- 業界全体で活用実行していくことが非常に重要。実効性の確保の観点から、関係事業者間において取引の状況を客観的に確認できるチェックリストの策定を是非お願いたい。
- 安全管理や、現場における世界共通の手順など、国際的に認められたグランドハンドリング会社向けの世界標準認証プログラムである ISAGO (IATA Safety Audit for Grand Operation) の活用はグラハンのプランディング化にも寄与するものと認識。
- 数年前のコロナや、今回の中国便の減便等、需給バランスが簡単に変化する業界において、法制度も含めてるべき姿をガイドラインにまとめ、それを外国航空会社に周知することは、適正な取引を推進するうえで大きな指標になるものと思慮。外国航空会社は取適法の対象になりうるのか、今回のガイドラインが策定され何が起こるのか、どのようなインプリケーションがあるのか等について、改めて外航へ説明をお願いしたい。
- グランドハンドリング業務は、航空機の安全・安心な運航の確保に欠くことのできない存在であり、この業務の持続的な維持発展は、航空会社にとっても最重要課題であるとの認識。本ガイドラインは、労務費やエネルギーコストの適切な価格転嫁を促し、業界全体の魅力を向上させるため、極めて時機を得た、重要な一步である。
- 公正かつ透明な取引関係を推進するために、委託側及び受託側の関係者が連携し、実効性の確保に向けて検討を進めるとともに、地方空港における外航の撤退リスクに関する適切な分担の枠組み等についても、引き続き国にもリードいただきながら検討を深めたい。
- 本ガイドラインが、委託側と受託側双方の信頼関係を一層強化し、業界全体の持続可能な発展と共生共栄を実現するための羅針盤となることを期待。
- ガイドラインの周知と活用が進むとともに、自主行動計画の策定等の取組についても普及啓発していただくことで、適正な取引に向けた取り組みが推進されることを期待。
- 令和8年1月1日の取適法の施行に伴い、事業所管省庁への指導権限の付与が大きな柱の1つでもあり、各業界に精通している事業所管省庁とともに、政府一丸となって取適法の執行に取り組んでいく。ガイドラインの策定によりグランドハンドリング事業における考え方を明示することによって、事業所管省庁における指導もよりやりやすくなるため、事業所管官庁と連携して、グランドハンドリング業界における取引適正化のための指導などについて取り組んでいきたい。
- 適正取引に当たっては、航空会社とグラハンとの取引も重要であるので、しっかりと周知する必要がある。独禁法の内容が充実されたことは、航空会社にもガイドラインを注視して貰えるという観点でも非常に良い。
- 資本金と従業員の観点から取引の組み合わせによって、取適法が適用されない取引もある程度出てくると考えられるが、ガイドラインの中で、法の適用を受けない取引であったとしても、法の趣旨を尊重して取引を進めることが重要というメッセージが含まれている点は良いと感じた。
- 過当競争やダンピングについては、人手不足にありながら、事業者が多く過当競争に陥っているという不明瞭な状況ではあるが、このガイドラインだけでは正できる範囲は限られていると思われる。適正な取引を実施している事業者が正しく評価される適正な環境の整備を同時に進めるとともに、安定的に持続可能性がある業界にすることも重要であり、継続的に検討していくことが必要。
- 素晴らしいガイドラインができる、当事者が、それをどのように活用していくのかが極めて重要。業界団体、

労働組合等が、周知はもちろん定期的な点検活動やアンケート等を行うなど、ガイドラインが形骸化されない取組が必要。

- 減便や撤退リスクに対して、地方公共団体の役割は重要。誘致は積極的に行ったが、需要変動等により減便・撤退となった後のフォローはしない現状の姿は見直しが必要であり、地方公共団体が何らかの役割を果たす、あるいはその議論の中に入って貰うことが必要。
- 長期費用逓減のなかで破滅的な競争を行い適正な原価を回収できない、いわゆる不当廉売に該当する場合は、過当競争の状況と考えられる。そうなった場合、規制官庁である公正取引委員会による是正措置が必要であり、加えて、業界（市場）を適正化するという観点から、航空局の役割というのも非常に大きい。
- 次のフェーズとして、いかに実行力を高めていけるかという観点から、関係者が周知と活用に取り組み、この業界が大いに発展していくことに期待。

以上